

令和 7 年 1 月 2 1 日

総務企画常任委員協議会会議概要

委 員 長 奈 良 祥 孝

副 委 員 長 蛸 名 和 子

1 開催日時 令和7年1月21日（火曜日）午前9時58分～午前10時36分

2 開催場所 第3委員会室

3 報告事項

- (1) 専決処分の報告について
- (2) 事故の報告について
- (3) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
(青森市立造道小学校校舎改築工事)
- (4) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
(青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事)
- (5) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
(青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事)
- (6) 変更契約の締結及び専決処分の予定について
(青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事)
- (7) (仮称) 青森市スマートシティビジョン(素案)に係るわたしの意見提案
制度の実施について
- (8) 青森公立大学国際芸術センター青森(ACAC)の改修工事に伴う休館につ
いて

○出席委員

委員 長 奈 良 祥 孝
副委員長 蛸 名 和 子
委員 中 田 靖 人
委員 軽 米 智雅子

委員 天 内 慎 也
委員 舘 山 善 也
委員 奈良岡 隆
委員 大 矢 保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 小野正貴
 総務部理事 村上靖
 企画部長 金谷浩光
 企画部理事 長内哲史
 税務部長 横内修
 会計管理者 山谷直大
 選挙管理委員会事務局長 齋藤賢剛
 監査委員事務局長 加福理美子

総務部次長 工藤拓実
 危機管理監 鈴木健仁
 企画部次長 太田直樹
 税務部次長 工藤健志
 浪岡振興部次長 石村淳
 総務課長 竹内巧
 企画調整課長 齊藤寿一
 関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課課長 山田法人
 議事調査課主事 杉浦晃平

議事調査課主査 笹田貴子
 議事調査課主査 北山賢臣

○奈良祥孝委員長 ただいまから、総務企画常任委員協議会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、専決処分の報告について報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）直近の議会に提出を予定しております、「事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について」御説明申し上げます。まず、当該事故に関しましては、令和6年10月21日開催の本常任委員協議会で御報告させていただいたところであります。お手元に配付しております資料を御覧ください。

事故の発生は、令和6年9月17日火曜日、午前10時30分頃に発生した事故であります。事故の発生状況であります。管財課職員が公用車で本庁舎移動中トイレを借りるため、付近のコンビニエンスストアの駐車場内において車両を後退していたところ、相手方車両が右にハンドルを切りながら同時に後退をしてきたため、公用車右側後方フェンダー付近と相手方車両右側後方フェンダー付近が接触したものであります。

この事故における過失割合につきましては、双方協議の結果、市相手方それぞれ5割とし、市は相手方に対し、車両修理費として21万4104円のうち、10万7052円を支払うことで合意し、合意内容について、令和7年1月16日に専決処分をし、同日示談が成立したところであります。

なお、市が負担いたします損害賠償につきましては、市が加入しております全国市有物件災害共済会の自動車損害共済で対応しております。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。次に、「事故の報告について」報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 アウガの袖看板からの落雪事故について、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

今回の事故は令和7年1月5日日曜日、午後3時40分頃、アウガ新町通り側ポスト前の袖看板上部、8階上部相当でありますけれども、そこから通行人の50代女性の頭頂部に落雪し、被害者が頭部、首、腰に痛みを訴えておりましたため、救急車を要請し、青森県立中央病院に搬送したものであります。

被害者の状況であります。青森県立中央病院で検査した結果、骨には異常はありませんが、首、肩甲骨付近、腰に痛みがあるため、打撲の可能性が高いと診断されたとのことであります。今回の事故による賠償につきましては、全国市長会市民総合賠償補償保険での対応を予定しており、現在、相手方と示談に向けて交渉中であります。

今後の事故防止への対応についてであります。従前から行っております落雪注

意の注意喚起の掲示、建物周辺の巡回とともに袖看板からの落雪のおそれがある範囲を、カラーコーンとコーンバーで通行規制を行ったところでありまして、今後このような事故が発生しないよう適切な管理に努めてまいります。

報告は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。軽米委員。

○軽米智雅子委員 危険だという判断がまだなくて、そういうなんていうのかな、落ちるかもしれないって、危険な箇所みたいな、立入禁止みたいなのはやっていなかったからってことですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 当時は、そういう対応はしていなかったもので、その下に入り込んで落ちてきたというところであります。

○奈良祥孝委員長 軽米委員。

○軽米智雅子委員 これまでは、この何年かの間で、この看板から落ちてというのがあったかと思うんですけれども、こういう事故というのは今まではなかったのですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 お答えします。これまではこういう事故はありませんでした。ただ、今回ありましたので、建物周辺に危険箇所がないかチェックをしながら、対応しているところであります。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「変更契約の締結及び専決処分の予定について」から「変更契約の締結及び専決処分の予定について」までの計4件については関連がありますので、一括で報告を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 「変更契約の締結及び専決処分の予定について」御報告申し上げます。

令和6年第2回青森市議会定例会において御議決をいただきました、青森市立造道小学校校舎改築工事、青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事、青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事、青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事につきまして、契約金額の変更が必要となる事案が生じたことから、地方自治法第180条第1項に基づき、専決処分により、それぞれ変更契約を締結しようとするものであります。

まず、造道小学校校舎改築工事について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

「2 変更内容」につきまして、令和6年3月1日以降から適用いたします新労

務単価の決定に伴い、国土交通省の特例措置通知等に基づき、本市におきましても、同様に令和6年4月5日付で、特例措置を実施することとし、業者等に周知していたところであります。本工事は、旧労務単価を適用した対象工事ではありますが、このたび、契約相手方から請負代金額変更の協議があり、協議の結果、新労務単価を適用し、増額の変更契約を締結しようとするものであります。

なお、特例措置につきましては、資料右下「特例措置について」の四角枠に記載のとおりとなっております。また、既存塀の解体工事に伴い、アスベスト含有建材の調査を行いましたところ、塀の表面の塗装から基準値以上のアスベストが検出されたため、所定のアスベスト処理方法によります除去の工事が必要となりました。

さらに、くい工事に伴い、掘削を行いましたところ、地上から約1.5メートルの深さに、旧校舎の基礎の残存部分と思われる埋設物が発見され、くい工事の支障となるため、埋設物の撤去工事及び処分が必要となったところであります。これらの事実は、工事請負契約標準約款第18条第1項第4号及び第5号に該当し、設計変更の対象となりますことから、同条第5項により、請負代金の変更を行うため、増額の変更契約を締結しようとするものであります。

「3 変更予定額」につきましては、当初金額27億3350万円に対しまして、変更後金額が27億6090万1000円となり、増額分は2740万1000円、率にして1.00%の増額となります。

次に、資料2から資料4となります。資料2から資料4までの青森市立造道小学校校舎の改築に係ります3件の工事につきましては、変更内容が同様でありますことから、まとめて御説明いたします。

「2 変更内容」であります。3件の工事につきましても、校舎改築工事と同様に、旧労務単価を適用した対象工事であります。このたび、契約相手方から請負代金額変更の協議があり、協議の結果、新労務単価を適用し、増額の変更契約を締結しようとするものであります。

「3 変更予定額」であります。青森市立造道小学校校舎改築電気設備工事につきましては、当初金額4億469万円に対しまして、変更金額が4億705万5000円となり、増額分は236万5000円、率にいたしまして0.58%の増額となります。

次に、資料3を御覧ください。

青森市立造道小学校校舎改築空調設備工事につきましては、「3 変更予定額」のとおり、当初金額2億9826万5000円に対しまして、変更金額が3億130万1000円となり、増額分は303万6000円、率にいたしまして1.02%の増額となります。

次に、資料4を御覧ください。青森市立造道小学校校舎改築給排水衛生設備工事につきましては、「3 変更予定額」のとおり、当初金額2億130万円に対しまして、変更金額が2億380万8000円となり、増額分は250万8000円、率にいたしまして1.25%の増額となります。

変更契約の内容につきましては、以上のとおりとなりますが、これら4件の変更

契約につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による市長の専決処分事項として、議会からあらかじめ指定をいただいております「変更により増減する金額が変更前の金額の 10 分の 1 に相当する額を超えないもの」でありますことから、今月中に市長の専決処分により変更契約の締結を行い、令和 7 年第 1 回定例会において当該専決処分について報告する予定としております。

なお、これら 4 件につきましては、学校施設を所管いたします教育委員会事務局におきましても、本日、文教経済常任委員協議会で、報告することとしております。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 変更契約金額の内訳ですけれども、4 件のこの率、まちまちなんだけれども、これはどういう意味か——例えば、校舎であれば 1.00% なんですけれども、次、電気のほうにいけば 0.58% とかになってるんですけれども、これはどういう出てくるんですか。

○奈良祥孝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 まず、市の改修工事の、アスベストとか内訳ということによろしいですか。まず、そちらからお話いたしますけれども、契約変更予定額 2740 万 1000 円の内訳であります、特例措置分といたしまして 657 万 8000 円、アスベスト対応分といたしまして 1236 万 6114 円。地下埋設物対応分といたしまして 845 万 6886 円となっております。次に、率がまちまちであるという部分についてありますけれども、それぞれ、旧労務単価を新労務単価に置き換えて計算し直した結果でありまして、それぞれの工事で、時間といいますか、それぞれ、労務単価にかかる経費が、それぞれ違いますので、結果としていつも違うというところであります。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 まず、その単価がまちまちなのは分かるんだけれども、まちまちというのは、当初の契約の落札率とかそういうものが影響するんじゃない。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 御質疑にお答えします。

こちらの設計額の労務単価の部分の新労務単価に置き換えた上で、落札率を掛けて、新しい契約額というものを算出いたしますので、当然、その落札率も影響しているものであります。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「(仮称)青森市スマートシティビジョン(素案)に係るわたしの意見提案制度の実施について」報告を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 (仮称)青森市スマートシティビジョン(素案)に係るわた

しの意見提案制度の実施について御報告いたします。本市ではデジタル技術を活用し、市民に便利で快適な暮らしを提供するため、今年度、デジタル技術を活用したまちづくり——以下、スマートシティと申し上げます。こちらに関する分野横断の指針であります。「(仮称)青森市スマートシティビジョン」を策定することといたしまして、市民ワークショップや地域幸福度アンケートなどによる市民ニーズの抽出や庁内での検討を進めてまいりました。このたび、ビジョン素案を取りまとめまして、わたしの意見提案制度を実施することといたしましたので、その概要について御説明をさせていただきます。

初めに、ビジョンの概要について御説明をいたします。

資料1の概要版を御覧いただければと思います。

人口減少によりまして、地域経済の規模縮小など、様々な課題が懸念されております中、デジタル技術の進展によりまして、地域課題の解決のための新たな手法の可能性が見いだされているところであります。

本ビジョンにつきましては、スマートシティの推進に関する将来像等を市民、企業・団体などステークホルダーの皆様と共有することで、スマートシティ青森モデルを構築し、市民力、民間力によるDX先進都市青森市の実現を目指していくため策定するものであります。

2つ目に、本ビジョンの位置づけであります。青森市総合計画基本構想の基本視点であります「ICTを活用し、あらゆる人に開かれたスマートオープンシティ」の方向性を示すものでありますとともに、DX先進都市青森市の実現に向けた本市のスマートシティの推進に関する分野横断の指針としております。

3つ目に、基本理念といたしまして、市民起点でまちづくりを進める市民中心主義、地域課題の解決とビジョンを実現するために、デジタル技術を手段として賢く活用する「ビジョン・課題フォーカス」、スモールスタートとトライアンドエラーによる「アジャイル型アプローチ」を設定しているところであります。

また、行政の力だけではなく、市民力と民間力を活用する公民連携、市民一人一人がまちづくりに関わることを通じて、郷土への愛着と誇りを育む郷土愛、新しい交流やコミュニティーの形成などにつなげるつながりを、市民ニーズから抽出した重要なコンセプトである青森市らしさの追求として設定しております。

4つ目に、将来像といたしましては、市民ニーズを反映しながら、「まちの賑わい創出」、「人にやさしい社会」、及び「地域基盤の強化」の3つの施策を設定いたしまして、「まちの賑わい創出」におきましては、地域交通ほか2分野、「人にやさしい社会」では、ヘルスケアほか2分野、「地域基盤の強化」では、産業DXほか1分野を設定し、分野ごとの将来像を示しております。また、個別で設定いたしました8分野のうち、地域交通ほか4分野につきましては、重点分野として設定をしております。加えて、ビジョンの実効性を確保するため、行政内部の取組といたしまして、人材育成、資金的持続性、システム基盤、データ利活用を推進していくこととして

おります。

5つ目に、推進体制ロードマップにつきましては、資料に記載のとおりでありまして、立ち上げ期から徐々に成熟させていきながら、DX先進都市青森市の実現を目指してまいります。

以上が、ビジョン素案の概要であります。本編といたしまして資料2を提供しておりますので、こちら後ほど御確認いただければ幸いです。また、本来であります、こちらのビジョンにつきましては、個別計画ではありませんため、わたしの意見提案制度の実施は必須のものではありませんけれども、スマートシティの考え方につきましては、市民起点でまちづくりを進めるということが重要な要素とされておりますことから、資料3にありますとおり、わたしの意見提案制度を本年2月4日から3月3日まで実施することとしております。詳細につきましては、資料のとおりとなりますので、後ほど御確認いただければと思います。

御報告は以上でございます

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森公立大学国際芸術センター青森（ACAC）の改修工事に伴う休館について」報告を求めます。企画部長。

○金谷浩光企画部長 「青森公立大学国際芸術センター青森（ACAC）の改修工事に伴う休館について」御説明いたします。お手元の資料を御覧ください。

青森公立大学国際芸術センター青森（ACAC）は、青森市市制100周年を記念いたしました平成13年設立以来、国内外から招聘したアーティストが一定期間滞在しながら創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンス事業を中心に、芸術文化振興を目指した事業を展開してきたところであります。

ACACは作品を展示するための展示棟、創作活動のための創作棟、アーティストが滞在するための宿泊棟の計3棟で構成されておりますところ、設立から20年以上が経過し、施設の経年劣化が進行しておりますため、令和7年4月から12月の期間で改修工事を実施する予定としております。本工事の内容につきましては、展示棟では、屋根・ひさし改修工事、宿泊棟では冷房設備設置、これに加えて、展示棟・創作棟・宿泊棟の外壁クリーニングとなっております。

本工事のスケジュールにつきましては、展示棟が令和7年4月21日から12月15日まで及び令和8年3月2日から3月31日まで、創作棟が令和7年4月21日から5月23日まで、宿泊棟が令和7年4月21日から5月21日までを予定しており、その間は施設を休館することとしております。本工事中は施設の一部は使用できなくなりますものの、芸術文化振興に係る事業を引き続き実施することとしておりまして、1つに、アーティスト・イン・レジデンス事業の作品発表を市民美術展示館で実施すること。2つに、創作棟及び宿泊棟の改修終了後に、市民の皆様や学校な

どを対象としたワークショップを実施することなどを予定しております。

本改修工事を実施するに当たりまして、施設を休館し、施設の利用を一部制限いたしますことから、利用者の方の混乱を避けるため、改修工事費を含む令和7年度当初予算を御審議いただく令和7年第1回青森市議会定例会前ではありますものの、予算が議決された場合との条件を付した上で、市民の方への事前周知を実施したいと考えております。具体的な周知方法といたしましては「広報あおもり」2月号での周知、市ホームページやA C A Cのホームページ、SNSでの周知、市政記者会への情報提供などを予定しているところであります。

A C A Cにつきましては、市民が芸術文化に親しめる施設であるだけでなく、世界的建築家である安藤忠雄氏が設計した施設として、青森市にとって貴重な財産でありますことから、改修工事を実施し、施設機能を十分に発揮させようとするものでありますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。そのほか、理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 総務部長に聞きますけれども、除排雪はどこまで進んでいるんですか。（「都市建設常任委員会じゃないか」と呼ぶ者あり）

○大矢保委員 都市建設常任委員会じゃないよ。総務部長は総括するんだから。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 昨日時点の報告でありますけれども、排雪のほうも、今回の大学の試験に合わせて進んでおりまして、工区の部分も、幹線を空けてからやっているというふうな報告が上がっていると。事実、議会の横のところも進んでおりましたので、進んでいるものと認識しております。

○奈良祥孝委員長 大矢委員。

○大矢保委員 進んでいるもの——確かな確実性はあるの。私、昨日、勝田と水道部のあの辺をやったけれども、絶対すごいよ、まだ。あの辺はいつ入るの。いつ入るのってしゃべってんだから、入らないというのがお客さんからすごい来る、そういうのが。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 ただいまの御意見につきましては、都市整備部のほうに、伝えまして対応すると——伝えます。

○大矢保委員 都市整備部からでなく、総務部長がこうやってみんなから御意見をもらうのが普通でしょう。あっちで聞くというのがおかしいじゃないか。総務部長

じゃないか。部長の中では、総務部長が一番上じゃないか……

○奈良祥孝委員長 大矢委員。発言があったら挙手の上。はい、大矢委員。

○大矢保委員 市として、そういうのを継続して、だからそういうのをさ、はっきり言わないと。総務部長が総括するんだから、そこ全部総括しといて。答弁してよ。

〔小野正貴総務部長「分かりました」と呼ぶ〕

○奈良祥孝委員長 実際にまだ入ってないところ、うちの町会でもありますから、そういうのをはっきりしないと。一応、総務部長、今、言ったように全てを統括する立場にありますんで、部長のところ——連携だけは取るようにしてください。よろしくお願いします。次、蛭名委員。

○蛭名和子委員 災害救助法は危機管理課所管だと思うので、総務部長にお尋ねします。災害救助法適用となる屋根の雪下ろしの申請件数と処理件数それから——まず、申請件数、承認された件数、実施した件数をお知らせください。

○奈良祥孝委員長 答弁を求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 お答えいたします。

1月20日の18時時点の件数であります。受付件数は、青森地区231件、浪岡地区49件、合計280件となっております。受け付けした案件につきましては、順次調査を実施しておりまして、調査済みの件数であります。青森地区166か所、浪岡地区35か所、合計201か所となっており、その結果、屋根雪の雪下ろしを実施したものが55件となっておりまして、災害救助法適用に伴う屋根雪の雪下ろしを実施した住家は、26件、スノーレスキューで対応したものが10件となっております。

また、本日、実施予定の、災害救助法適用により実施を予定しているものが、青森地区11か所となっております。

以上です。

○奈良祥孝委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 そうすると、調査した結果、調査は201件、そのうち雪下ろし対象になったのは55件ということになりますか。

そうすると、残った——対象にならなかった場合はそのままということなんですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 対象にならなかった雪下ろしの実施をしないとしたものにつきましては、その他の助成制度であったり、例えば、業者を紹介したり、そういった対応をとっているところであります。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 私からも災害救助法の屋根の雪下ろしのことなんですけれども、市が調査していると今、おっしゃいましたけれども、どういうふうに調査しているのでしょうか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 災害救助法のほうは5班体制でパトロール——確認に行っていて、1班が2人体制です。1人は事務職ですけれども、もう1人は建築士である——今、応急危険度判定、被災地で建物の危険度を判定する資格を持った職員が2人で行って確認し、また、状況によっては、建物内部も見せていただいた上で、危険度を判定しているところでもあります。

○奈良祥孝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 あと、私も屋根の雪下ろしをしているところを見たりして一生懸命やってくれているなというふうに思っていました。それで、屋根の雪下ろしで困っている人が、調査に落ち度がないようにという意味でなんですけれども、地域の方から言われたのは私も一生懸命調査してるんだろうけれども、例えば、町会・町内会とか、民生委員とか、チームとか、そういうふうにして落ち度のないように、やってほしいっていう声もあるんですけれども、その点をどう考えますか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 まず、豪雪災害対策本部が立ち上がった段階で、スノーレスキューが立ち上がっております。スノーレスキューにつきましては、町会、町内会、民生委員等に情報提供して、情報を集めてという流れになっております。それに加えて、今回の災害救助法の屋根の雪下ろしも、実施することになりましたので、各連合町会のほうにも、周知いたしまして、それに加えて、こちらのほうも、やりますのでというお知らせをしたところでもあります。

以上です。

○奈良祥孝委員長 はい、ほかにありませんか。軽米委員。

○軽米智雅子委員 災害救助法じゃないんですけど、屋根の雪下ろしをするときに、安全ベルトというか、するじゃないですか。あれは引っかけるところっていうのは、どういうふうなやり方で皆さん屋根に——というのは、市民の方から、屋根に引っかけるところがないのに、安全に雪かきするのに、ひもとかベルトとかやってくださいというふうに市で周知しているけど、そのベルトをどこにかけるのかと思って、そういうふうに周知してるのかなと、ちょっとお声をいただいたもんですから、その辺というのはどういうふうになってるのかなというのは質疑してもいいんですか。

○奈良祥孝委員長 答弁できるかな——総務部長。

○小野正貴総務部長 そちらにつきましては、業者はプロでありますので、こちらのほうからは法令を遵守して対応するようという指導はしておりますけれども、それに基づき、その状況に合わせて対応しているものと認識しております。

○大矢保委員 簡単にフックと言いますが、引っかけるフックがいる……

○奈良祥孝委員長 あとほら、引っかけるところがないといえば、普通はこっち側でやるから、こっち側の屋根の上に引っかける、こっち側をやるときは、こっち側の屋根のほうにやるというふうになります。

○**軽米智雅子委員** でも、両方雪があつて氷がついてると、かけられないと……。

○**奈良祥孝委員長** そういうところを落としてからでない駄目とか、あと、木にかけるとか。それでやるものしかできないですよ。

〔軽米委員「はい」と呼ぶ〕

○**奈良祥孝委員長** 軽米委員。

○**軽米智雅子委員** そうであれば、例えば、そのかけ方みたいなのも、もっと周知をしているものなんですか。

○**大矢保委員** 何を言っているんだ。業者でやっているから、業者専門なんだから……

○**奈良祥孝委員長** 個人でやる場合はそうしてやっている。個人でやる場合はそうですけど、業者はみんな自分の責任でやりますから。軽米委員。

○**軽米智雅子委員** そういうこと。個人じゃなくて業者がやるんだ。普通に結構落ちている人も……

○**奈良祥孝委員長** だから、個人でやる人は、個人でそういうのをやらないと駄目だし、業者は何もしゃべらなくても当たり前に分かっているから大丈夫ですよ。

○**軽米智雅子委員** はい、質疑を取り下げます。

○**奈良祥孝委員長** 私からちょっと関連して——さっき診断と言ったでしょう。職員で有資格者って何人いらっしゃるんですか。総務部長。

○**小野正貴総務部長** 今、現在、都市整備部にお願いして対応しておりますが、聞くところ二十数名いらっしゃるということで、代わるがわる対応しております。

○**奈良祥孝委員長** それで、5人は出せるわけだ。なるほど。分かりました。
ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良祥孝委員長** ないですね。以上をもって、本日の案件は全て終了しました。
これにて本日の協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(会 議 終 了)